

サングラス

定義

- 霧、高山、海岸、水面、空その他一般屋外における強烈な太陽光線に対する目の保護のために使われるもの、もしくはファッションのひとつアイテムとして着用。
- 視力補正用ものを除く

1 品名

- 次の表に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の用語を用いて表示する。

区 分	品 名 表示名
屈折力がいかなる経線においてもマイナス0.125ディオプトリから0.125ディオプトリまでの範囲内であり、かつ、任意のいかなる二経線間の屈折力の差が0.125ディオプトリ以下であって、平行度が0.166プリズムディオプトリ以下のもの	サングラス
サングラスの項に掲げる区分に該当するものうち、次のイ及びロに該当するもの イ 偏光度が90%以上であるもの ロ 偏光軸のずれが15度以下であるもの	偏光サングラス
前各項上欄に掲げる区分以外のもの	ファッション用グラス

2 レンズの材質

- 当該サングラスに使用されているレンズの材質の種類に応じ、それぞれ「ガラス」又は「プラスチック」の用語を用いて表示すること。
- レンズを研磨したもの、レンズを強化したもの又はレンズの表面をコーティングしたものは、レンズの材質の種類を示す用語の次に括弧書きでそれぞれその旨を付記する。
- 「GLASS」「PLASTIC」のようにアルファベットで表示することはできない。
- レンズわく及びテンプル(つる)に主として使用されている材質の名称をレンズわく及びテンプルごとにそれぞれ適正に表示する。
- 特にその材質がプラスチック、セルロイド、ニッケル合金、アルミニウムの場合は、それぞれ「プラスチック」「セルロイド」「ニッケル合金」「アルミニウム」の用語を用いて表示する。
- むきき、塗装等を施してあるものは、わくの材質の種類を示す用語の次に括弧を付してその旨を付記する。

4 可視光透過率

- JIS T8141(透光保護具)の9・1・f)「透光能力試験」の1.2)「可視部試験」に定める方法又は2.2)「可視部試験」に定める方法によって測定し、その数値を表示する(許容範囲は表示値の±7%)。
- ハーフの半ばかレンズは中心のところの透過率を、関光レンズは一番濃くなった時点での透過率を表示すればよい。

5 紫外線透過率

- JIS T8141(透光保護具)の9・1・f)「透光能力試験」の1・1)「紫外部試験」又は2・1)「紫外部試験」に定める方法により測定した数値を表示する(許容範囲は、表示値の±10%)。
- 同試験方法においては、波長313nm及び365nmにおける透過率測定をそれぞれ行うこととなっているが、実際の表示において消費者にとってわかりやすい表示とするため、波長365nmにおける透過率を表示することは望ましい。

6 使用上の注意

- 次に掲げる項目を製品の品質に応じて適切に表示する。(イ)自動車フロントガラス等熱強化したガラスを通して使用するとガラスのひずみの干渉色が見えることがある旨(偏光サングラスに限る)。(ロ)高温のところに置いたり傷をつけるような金属と一緒にしまわない旨。(ハ)あまり長い時間目にかけない旨(ファッション用グラスに限る)。

7 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- サングラスごとに、消費者の見やすい箇所にわかりやすく記載する。
- ただし、使用上の注意については、サングラス本体から容易に離れない方法(下げ札、ラベルの貼り付け、取扱説明書等)により表示する。

表示例

品 名	ファッション用グラス
レンズの材質	プラスチック
わくの材質	
・レンズわく	チタン
・テンプル	チタン
可視光線透過率	70%
紫外線透過率	20%
使用上の注意	

- ・高温のところに置いたり、傷をつけるような金属と一緒にしまわない旨
- ・あまり長い時間目にかけない旨

〇〇×× 株式会社
東京都千代田区〇〇×××番地
TEL 03-3501-1511

- JIS T8141(透光保護具)
- JIS T8147(保護めがね)